

「平成 26 年度 プラスチック製容器包装再商品化事業者等 管理プロジェクト業務委託」入札説明書

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、当協会）では、標記の業務委託に関し、総合評価落札方式による一般競争入札に付すこととした。希望のある場合は、下記の要領により入札に参加すること。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 平成 26 年度 プラスチック製容器包装再商品化事業者等管理プロジェクト業務委託
- (2) 履行期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
- (3) 入札方法

入札金額は、平成 26 年度 プラスチック製容器包装再商品化事業者等管理プロジェクト業務委託に関する総価で行う。なお、本件については入札の際に企画書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 当協会ホームページより入札関係書類を入手していること。
- (2) 仕様書等に記載の要件を満たす事業者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、当協会が交付する仕様書に基づいて企画書を作成し、これを応札見積書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当協会等から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、入札者の作成した企画書は当協会において審査するものとし、採用し得ると判断した企画書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の入手場所

当協会ホームページ（URL：<http://www.jcpra.or.jp/>）に掲載の入札説明書、仕様書一式、入札参加申込書を入手のこと。

平成26年2月7日（金）までダウンロード可能。

(2) 入札参加申込書提出および問合せ先

入札参加申込書提出期限 平成26年2月7日（金）17時00分（※必着）
応札意志のある者は、協会ホームページよりダウンロードした「入札参加申込書」をEメール、FAX、又は郵送にて以下に提出すること。提出確認次第、協会より入札参加者に企画書作成要領並びに必要なデータをEメールにて送付する。

【問合せ窓口・入札申込書送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部（担当：笹川）
TEL 03-5532-8598（ダイヤルイン）
FAX: 03-5532-8515
E-mail: sasagawa@jcpra.or.jp

(3) 入札書・企画書等の受領期限及び提出先

入札書、企画書、関係資料の提出は、郵送によるものとする。郵送にあたっては、封筒の表に「**業務委託入札書在中**」と朱書きの上、通常郵便物として、必ず発送日の記録（消印）が残る簡易書留・特定記録郵便を利用し提出すること。

- ・ 受領期限 平成26年2月17日（月）（※必着）

入札書等が期限内に提出先に届かなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

【入札書・企画書等の提出先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

(4) 開札の日時及び場所

平成26年2月20日（木） 11時00分
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部

5. 落札者の決定

本入札は、当協会が定める「総合評価落札方式」で行うので、企画書等の内容を公平かつ客観的に評価した上で、入札価格の評価を加算し、総得点の最も高い入札参加者が落札者となる。

(1) 入札参加者が1者の場合の取り扱い

入札参加者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札されている場合には、企画内容及び入札価格等に評価点を与え落札者を決定する。

(2) 落札結果の通知

平成26年3月上旬頃、落札結果を郵送にて通知する。

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(3) 契約書の作成 要

(4) 詳細は仕様書による。